

18 生産第 8297 号

平成 19 年 3 月 14 日

農業資材審議会

会長 瀬尾 康久 殿

農林水産大臣

松 岡 利 勝

農業資材審議会に対する諮問について

農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）第 14 条第 1 号の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

平成 19 年度において型式検査を行う農機具の種類（案）について（別添）

平成 1 9 年度において型式検査を行う農機具の種類 ( 案 )

機 種 名	対 象 範 囲
動力噴霧機 ( 走行式 )	ブームノズルを有するものに限る。
農用トラクター ( 乗用型 )	機関出力が 2 5 馬力以上 2 5 0 馬力未満であって、車輪式又は走行部がゴム製の装軌式のものに限る。
スピードスプレー	
コンバイン ( 自脱型 )	種子用のものを除く。
田植機 ( 乗用型 )	土付き苗用のものに限る。
農用トラクター ( 乗用型 ) 用 安全キャブ及び安全フレーム	
ポテト・ハーベスター	
ビート・ハーベスター	
コンバイン ( 普通型 )	
野菜移植機	土付き苗用で、苗の供給が自動式のものに限る。